◎国会議員の歳費、 旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○国会議員の歳費、 旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)(抄) (傍線部分は改正部分)

条第一項」とあるのは「第十一条において準用する第三条、前条又月分」とあるのは「日」と、第四条の二中「第二条、第三条又は前ついて準用する。この場合において、第四条第二項及び第五条中「当のいて、第九条第二項の規定は前条第一項の特殊乗車券及び航空券に第十一条第三条から第六条までの規定は文書通信交通滞在費につ	第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公第 1 議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならない。	改正案
み替えるものとする。 て、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合におい一項の特殊乗車券及び航空券について、第九条第二項の規定は前条第第十一条 第三条から第六条まで (第四条の二を除く。)の規定は第	第九条 [同上] (新設) (新設)	現